

企画競争説明書

業務名称： インドネシア国ジャワ島北部海岸管理マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号： 21a00831

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月8日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月8日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国ジャワ島北部海岸管理マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2024年2月

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 小嶋良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第二チーム(監督職員 : 同チームの課長)

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- ・本件については、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格

要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月20日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年12月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月14日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから

送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ。プロポーザルとは分けて別のPDFファイルにしてください。)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費 (航空賃)

b) 旅費 (その他 : 戦争特約保険料)

- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
 - 本邦研修に係る経費
 - 現地再委託経費
 - 機材費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 IDR1=0.008 円
- b) US\$ 1 =113.844 円
- c) EUR 1 =132.164 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／海岸保全
- b) 海岸環境保全／沿岸利用・開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.9 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年1月28日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、要望に応じて監督職員からプロポーザルの評価内容について説明しますので、必要に応じて担当事業部へご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーダル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーダルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーダルの報酬

プロポーダル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：海岸災害対策に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。ただし、2)の囲み部分はページ数制限なし。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／海岸保全

➤ 海岸環境保全／沿岸利用・開発

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／海岸保全】

- a) 類似業務経験の分野：海岸保全に関する各種業務
 - b) 対象国・地域又は類似地域：インドネシア国又は全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 海岸環境保全／沿岸利用・開発】
- a) 類似業務経験の分野：海岸環境保全や沿岸利用・開発に関する各種業務
 - b) 対象国・地域又は類似地域：インドネシア国又は全途上国
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を

目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／海岸保全</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>海岸環境保全／沿岸利用・開発</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月21日（金） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」または「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インドネシア国ジャワ島北部海岸管理マスタープラン策定プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

インドネシアは世界最大の島嶼国で、海岸線全長は世界第2位の約55,000kmで日本の約2倍の長さを有しており、近年の目覚ましい経済開発によって沿岸域の高度利用が加速している。その一方で、急速かつ無計画な沿岸域の開発などによる沿岸漂砂や土砂供給バランスの変化、気候変動に伴う海水面の上昇や高波の高頻度・強大化、地盤沈下等による海岸侵食が深刻な問題となっており、インドネシア海洋水産省（MMAF）のデータではインドネシア全土における2000-2014年の総侵食面積は約3万ヘクタール、全海岸の約6,300キロメートルが影響を受け、沿岸生態系の衰退による年間損失は22億米ドルに及ぶとされる。なかでもジャワ島は、同国の全人口の56.5%、名目GDPの約58.5%が集中する主要島で、特に北部沿岸には首都ジャカルタや第二の都市スラバヤをはじめとした主要都市が位置し、これらを取り巻く交通インフラ・産業エリアなどが集中していることから、汀線後退によって住家や基盤インフラ等への被害が生じている。インドネシア国家防災庁（BNPB）が発表する災害リスクインデックス（2018年）において、高波及び海岸侵食リスクはジャワ島北部のほぼ全域において「リスクが高い」とされているほか、公共事業・国民住宅省（以下、「PUPR」という。）の水資源総局（DGWR）のモニタリング評価結果ではジャカルタからスラバヤ間1,224キロメートルの海岸線うち、106キロメートルで深刻な侵食が発生しているとされる。

インドネシア政府は、海洋関連インフラの整備、海上貿易、内国海運振興による均衡ある発展を優先政策として掲げている。中期的な施策としては、国家開発企画庁（BAPPENAS）が策定した「国家中期開発計画（RPJMN）2020-2024」において、ジャワ島北部の5つの都市（ジャカルタ、スマラン、ペカロンガン、ドゥマック、チルボン）における海岸保全が重点課題の一つに挙げられており、構造物対策として海岸防護構造物の建設や地盤沈下のモニタリング体制の整備、非構造物対策として統合沿岸開発計画の策定等の実施が掲げられており、同計画に基づき海岸保全を所掌するPUPRが地方組織を通じて各地域における護岸整備に取り組んでいる。

しかしながら、PUPRのモニタリング評価ではジャワ島北部海岸で既に防護されているのは深刻な海岸線のうちの約3分の1である35キロメートルに留まっており、多くの海岸において対策は進んでいない状況である。さらに、今後気候変動や開発の促進によって、現在課題を有している海岸だけでなく、将来的に課題

が顕在化する海岸が多く存在している。また、長期的かつ体系だった海岸保全に関する法制度や方針、計画等が未策定であることや、海岸特性に応じた海岸保全事業の計画・実施に係る体制や人材育成が十分に進んでいないこと、海岸保全に関わる多様かつ複雑なステークホルダー内での連携や防護、環境、利用を含む包括的な海岸保全に対する意識醸成が不十分であるといった課題も抱えており、海岸侵食や沿岸災害のリスクが考慮されない沿岸開発や、海岸保全対策工が十分に機能しない又は周辺の海岸へ悪影響を及ぼすといった事態も懸念される

かかる状況から、特に人口や資産が集中し、重要な地域であるジャワ島北部において、海岸保全を推進するため、海岸管理に関する計画の策定が急務となっている。

本事業は、インドネシア北部海岸において、海岸防護施設整備計画を作成することにより、同計画の優先事業に関するプレ・フィージビリティ調査が実施され、海岸防護事業が実施されることに寄与するものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

ジャワ島北部海岸管理マスタープラン策定プロジェクト

Project for Coastal Management Master Plan Study on the North Coast of Java Island

(2) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

インドネシア国ジャワ島北部海岸において、海岸防護事業が実施される。

(3) アウトカム（アウトプットを達成することにより、事業完了後、短期的に達成が期待される結果）

優先事業に対するプレ・フィージビリティ調査が実施される。

(4) アウトプット

(ア) ジャワ島北部海岸2地域における海岸保全基本計画案

(イ) ジャワ島北部海岸2地域における海岸保全施設整備計画

(ウ) 海岸保全基本方針案

(エ) プロジェクトを通じたインドネシア国政府の関係職員への技術移転

(5) 調査項目（暫定）

第0段階：詳細計画策定調査

第1段階：基礎調査

- ・ 海岸の自然特性、社会環境特性、利用状況
- ・ 関連法規制、組織、所掌
- ・ 関係機関・事業者による開発計画
- ・ 海岸事業関連機関の実施状況、整備計画、維持管理状況
- ・ 沿岸域におけるインフラ・施設・構造物の現状および機能・影響評価

- ・ 海岸に係る災害の状況
- ・ 沿岸域で発生している問題の抽出・分析・分類化
- 第2段階－1：海岸保全基本計画案
 - ・ 区分けおよび優先地域（パイロット事業の対象地域）の選定
- ・ 問題分析（既存の開発計画を含む）
 - ・ 将来予測検討（数値シミュレーション）
 - ・ 基本計画の理念・方針、長期的な海岸のあり方検討
- ・ 戦略的アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討（計画レベル）
 - ・ 防護目標、目標達成の施策
 - ・ 環境保全施策（景観、植生、生態系）
- ・ 海岸利用施策
- 第2段階－2：海岸保全施設整備計画
 - ・ 対策方法の種類、規模、配置、積算
 - ・ 非構造物対策
 - ・ 優先事業の選定
 - ・ 事業実施スケジュール
 - ・ 事業化に向けての必要事項（含む 環境社会影響項目の選定、調査・予測・評価方法案の検討）
 - ・ 維持管理計画
- 技術移転・能力向上支援
 - ・ 海岸機構、海岸管理に関するワークショップ、セミナー実施
 - ・ 海岸保全基本計画作成手順書作成
 - ・ 海岸の防護、利用、環境保全に関する事例集
 - ・ 事例研究：本邦又は第三国研修の実施
- 第2段階－3：海岸保全基本方針案
 - ・ 沿岸域で発生している問題の分析（背景・要因）、まとめ
 - ・ 海岸保全基本計画案作成にあたっての教訓のまとめ・海岸保全基本方針案の作成

（6）対象地域

海岸保全基本方針は、インドネシア全土で想定したものとし、本事業ではジャワ島北部海岸の情報を元に海岸保全基本方針案を作成する。

パイロットサイト：

海岸保全基本計画のパイロット事業の対象地域は2地域程度（1地域の海岸長：50 km～200 km程度を想定、海岸保全基本計画の区分：地形・海象面の類似性・沿岸漂砂の連続性や地方政府の境界を考慮して検討）とする。対象地域は事業開始後、以下の選定基準案を念頭に、カウンターパート（C/P）機関と協議の上決定する。

選定基準案：代表性（①対象地域に典型的な対策が多様に含まれる、②対象地域にインドネシアで発生している典型的な問題事例が含まれる）、C/P 機関及び自治体による優先度（海岸問題としての優先度）、海岸利用・土地利用上の優先度、JICA 環境社会配慮ガイドラインで例示されている影響を受けやすい地域への該否。

海岸保全施設整備計画は、上記、海岸保全基本計画の対象地域とする。

（7）関係官庁・機関

- ① カウンターパート（C/P）機関：インドネシア国 公共事業・国民住宅省 水資源総局（Directorate General of Water Resources (DGWR), Ministry of Public Works and Housing, PUPR)
- ② その他関係機関：
海洋漁業省（Ministry of Marine and Fisheries KKP）、環境林業省（Ministry of Environment and Forestry, KLHK）、土地計画省（Ministry of Agrarian Affairs and Spatial Planning, ATR）、地方政府、国家開発企画庁（National Development and Planning Agency, BAPPENAS）国家防災庁(National Disaster Management Authority, BNPB)、

（8）プロジェクト期間

2022年3月～2024年2月を予定（計24カ月）

第4条 業務の目的

「ジャワ島北部海岸管理マスタープラン策定プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき調査を実施することにより、ジャワ島北海岸の選定沿岸地域において、海岸保全、環境、利用、開発の調和を考慮した「海岸保全基本方針」と「海岸保全基本計画（マスタープラン）」の草案が策定され、「海岸保全施設整備計画」が策定されることを目的として実施するものである。

第5条 業務の範囲

- （1）本業務は、2021年12月に署名予定のR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、アウトプットの発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
- （2）また、受注者は本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がインドネシア国海岸保全にかかる基本方針案、基本計画案、施設整備計画案策定であることに留意し、「第6条 実施方針および留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- （3）受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、インドネシア国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 海岸保全基本方針・計画策定にあたっての考え方

- ① 目標とする海岸保全は、これまで PUPR が海岸事業の目的として掲げてきた『防護』目的だけでなく、日本の海岸法に示される基本的理念と同様、『防護』、『環境』、『利用』の3つの目的を達成するための調和のとれた総合的な海岸管理の実現化を図ることにある。
- ② 海岸侵食や堆積やそれらに関係した構造物等の被害に関しては、問題発生後の事後対策としての、問題箇所のみに着目した整備対策を検討するのではなく、海岸域の物理現象（漂砂の連続性、土砂収支の連続性、地盤沈下等、および想定される影響範囲）の理解に基づき、気候変動影響による海面上昇や波浪変化等を踏まえた今後の予想される将来事象を踏まえ、その解決を図るための、より平面的かつ包括的な視点での保全・整備計画とする。
- ③ 提案する海岸防護・保全対策は、これまで PUPR が実施してきた護岸や海岸堤防構築といった背後域や施設の防護を目的とした構造物対策に限定せず、波や海岸および沿岸域変化の自然特性や背後域の沿岸利用状況に応じて、現在の利用状況に配慮して、養浜等（サンドバイパス・リサイクル、サンドモーター・エンジン等を含む）のソフト対策も含めた対策のベストミックス化を図る。
- ④ 日本の海岸保全計画の前提条件と大きく異なる点として、日本の海岸保全計画が既に沿岸開発が行われた後の海岸保全・施設整備を前提としているのに対し、インドネシアでは今後も沿岸開発が想定される中で、同時に海岸保全・施設整備を図っていく必要がある点にある。これより、本業務で検討する海岸保全計画はこの前提条件を十分考慮し、将来計画との整合性や、その影響と対策の方向性を含めたものとする。
- ⑤ 既に沿岸域に存在する関連計画（空間計画等）との整合性を担保する。
- ⑥ 沿岸域には、沿岸開発を行う事業者として運輸省や民間セクター、海岸対策を担う PUPR や KKP、KLHK、いくつかの事業者が混在する。これより海岸保全基本計画と海岸保全施設整備計画の検討に当たっては、これら関係機関との連携・調整を行う。既存計画が海岸の保全に対して悪影響を及ぼすことが想定される場合は、当該事業計画の変更や必要な対策の検討を促すなどの働きかけを行う。
- ⑦ 海岸域は、地域住民の生活や文化の継承に密接に関わる場でもある。これより検討に際し、積極的に住民の意見を取り込み、情報公開を行う。
- ⑧ 検討する海岸保全基本計画は、基本概念を説明したうえで、具体的な方向性を記載する。本計画に沿って実施機関が具体的実施計画を策定できるよう、具体的かつ定量的な情報も含めた計画とする。
- ⑨ 本事業で検討する優先地域（パイロット事業の対象地域）の海岸保全基本計画は、インドネシアの今後の他沿岸域における同様の計画策定に水平展開されていくことが期待される。水平展開の実現化を図る上で、他沿岸域の関係者への積極的な情報共有、計画策定の考えの統一化（例えば、海岸域の自然条件や利用状況に応じたそれぞれのパターン毎の考え方のある程度の統一化）分かりやすさを図る。

- ⑩ 本事業において、気候変動の影響として、海洋側で発生する現象（海面上昇、波高、波向（風向）、潮流等の変化）については、基本計画策定にあたって考慮する。
- ⑪ 地盤沈下に関しては、その影響は将来予測とともに基本計画策定にあたって考慮するが、地盤沈下対策は基本計画や施設整備計画に含めない。
- ⑫ 基本計画の作成にあたっては、より積極的な解決策（例えば、河川からの土砂流入・堆積の問題について、堆積を必要としている地域にうまくつなげるなど）も代替案として検討する。
- ⑬ 基本計画の作成にあたっては、基本計画を実行する主体（PUPR、KKP、KLHK、自治体や関係者）が、主体性を持って進められるよう業務の実施方法に留意する
- ⑭ 海岸災害対策に関して、インドネシア国政府としては、その防護目標（施設による防護目標、政府として責任を持って地域を防護するべく施設整備を行う目標）は設定されていない。よって本業務を通じ防護目標について検討し、その防護目標案に基づき海岸保全基本計画の中の海岸施設整備計画を検討する。

（２）海岸保全基本計画の位置づけの明確化・法制化に向けた作業

- ① 本業務では海岸保全基本計画（案）を作成するが、現時点では海岸保全基本計画というものとはインドネシア国政府が策定することを定めたものではなく、その計画に効力はない。これに対し、本業務で取り組む具体の基本計画案については、策定過程にあたって PUPR・KKP・KLHK（以下「3省」という）及び地方政府間で相互に連携を図り作成することで、有効な計画になるよう図る。海岸保全基本計画（案）の中で、C/P 機関担当分については、海岸保全施設整備計画（Pre-F/S レベル）を作成し、海岸保全基本計画と整合した省内の計画として位置づけることを考える。
- ② 海岸保全基本方針は、海岸保全基本計画がどのようなものであるか、どのように策定するか、計画策定にあたっての基本理念は何か等を、インドネシアの状況に応じて示すもので、本業務の完了後、海岸保全基本計画を他地域に展開するための方針として位置づける。本業務においては、この基本方針（案）を作成するとともに、この基本方針（案）に基づき基本計画策定を進めていくための方策（例えば、当面はこの方針（案）に基づく3省及び地方政府による策定と、将来のインドネシア国内法制化に向けた協議の開始など）も本業務において検討する。

（３）海岸保全基本計画の作成手順の検討

海岸保全基本計画の内容検討にあたっては、地方政府の空間計画や環境社会配慮手続きとの整合を図りつつ進める。それらや、その他に関係する既存の法律や省令により制度化された手続きと整合を取る形で、海岸保全基本計画の内容検討手順を検討する。

（４）技術移転

- ① 本業務の実施にあたって、C/P 機関及び関係機関からは、技術移転・能力向上支援について強く求められている。沿岸を適切に管理し、有効な海岸保全事業を進めるためには、海岸保全に関する正しい理解とその為の能力向上は重要である。このため本業務においても計画策定業務や関係者との協議の機会に技術移転を考慮した活動を行う。
 - ② 海岸保全基本計画作成手順は、本業務において作成する海岸保全基本計画（案）を他地域に展開するにあたり、検討事項、調査事項、調査方法などを纏めたものである。よって政府として検討する事項、外部に発注して調査を行う事項を考慮し、それぞれの事項に関する留意事項や、外部に発注する事項であればその TOR・仕様など、政府が検討することができるような手順書を作成する。
 - ③ 海岸の防護・利用・環境保全に関する事例集を作成する。この事例集は、代替案の検討にも利用できることを想定し、更に事業の目的、効果、留意事項等についても記載するものとする。
- (5) 本邦研修の実施
- 本事業では、技術移転の一環として、C/P が日本の海岸工学や海岸保全について学ぶため、課題別研修「島嶼国における持続性の高い海岸保全対策」への参加を想定している。本業務では、研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について、JICA インドネシア事務所及びインドネシア政府関係者と協議・調整し、研修実施前後の説明やフォローアップ等の支援を行うこと。また、研修参加者の人選、必要書類の取付け等、研修員受入に関する支援・調整を行う。
- (6) 衛星画像の有効利用
- 基本計画の検討等の業務を行うにあたって、調査区域が広域に及ぶことから衛星画像の有効活用を図る。大きな空間スケールの現象と現地調査によって得られる現地状況との比較・照合を行う。
- (7) 用語の定義等
- 分析や検討にあたっては用語等の定義（海岸域とは何かどこまでの範囲か、居住域とは何か）等を明確にし、C/P 機関を含む関係者と認識の統一を図る。
- (8) 計画内容を精査する機能・機関の検討
- 学識者を含む委員会や技術者による確認など、将来的に地方出先機関が基本計画を策定することになった場合に、その計画内容を精査するメカニズムを検討し、本計画策定にあたっても、可能な限りそのメカニズムを取り入れて計画を作成する。
- (9) 基本計画策定区間

基本計画策定の区間設定にあたっては、漂砂系の途中で区切ることの無いよう留意し、特に漂砂系の途中で行政界が存在する場合に、上下流間の分断によって利害関係による紛争が発生しないよう注意する。

(10) 段階的な計画策定によるプロジェクトの検討

本業務では、段階的な計画策定（二段階計画策定）を行う。即ち、基本計画に基づいて、この段階で迅速に協力を開始し、プロジェクト開始後に詳細計画を策定したうえで、本格活動を開始するものである。本事業について、基本計画策定調査時にプロジェクト活動の方向性等の基本合意がとれているため、詳細計画策定と本事業の本格始動を同時並行で進めることとする。

本事業の開始後に行う詳細計画策定調査において、受注者は必要な情報収集、事業の各活動への具体的な内容と範囲を定めるためのC/Pとの検討、関係機関への事業への関わり方とその内容に関する調整を行い、業務開始後3ヶ月以内に詳細計画策定調査報告書を作成し、JICA本部へ提出する。具体的な業務内容については、第7条 業務の内容（2）を参照すること。

(11) 国際、地域枠組及び国家政策の達成への貢献

我が国の対インドネシア共和国国別開発協力方針（2017年9月）における重点分野「更なる経済成長への支援」及び「アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上のための支援」に位置付けられる。対インドネシア共和国 JICA 国別分析ペーパー（2018年6月）では、海岸保全について、当国の気候変動対策における取組みを支援し、気候変動の緩和・適応策を推進するための協力として分野横断的に展開するとしており、本事業はこれら分析、方針に合致する。

本事業はジャワ島北部の海岸管理マスタープランの策定を通じて、インドネシアの海岸災害リスクの削減に貢献することから、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、13「気候変動とその影響への緊急の対処」の達成に貢献するものである。また、「仙台防災枠組2015-2030」の優先行動1（災害リスクの理解）及び3（強靱性のための災害リスク削減への投資）と通じ、グローバルターゲット達成に資するものである。よって、受注者これらの関連枠組及び政策等の内容や最新動向について十分に理解し、業務計画がそれらに沿った内容にするとともに、活動を実施する際も常に留意する。

(12) プロジェクトの実施体制

本事業のC/Pは、PUPRであるが、海岸保全基本方針案や海岸保全基本計画案の策定に際しては、関係機関との連携が必要である。関係機関が連携した、基本方針案及び基本計画案が策定されるよう、受注者はプロジェクト期間を通じて積極的に関係機関に対して働きかけを行う。

(13) 環境社会配慮

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下「JICA環境ガイドライン」という）に照らして、本事業は、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されたため、環境カテゴリBに分類されている。ついては、本事業の詳細計画策定調査の段階において環境社会配慮調査重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成を含む）を実施する。

（14）ジェンダー配慮

本事業は、詳細計画策定調査において、防災や海岸災害対策、本業務で策定する『防護』、『環境』、『利用』、『開発』の調和のとれた総合的な海岸管理におけるジェンダー主流化ニーズを確認する。

（15）プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

事業実施中の日常的な進捗確認は、受注者がインドネシア側関係者と一緒に議論し、必要に応じてJICAへ報告相談を行う。

JICAは、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- ① プロジェクト開始時及び終了時
- ② プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- ③ 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、受注者は、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

（16）国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、積極的に本事業の成果を発表し、理解を得る。より効果的に発信できるように、受注者はJICA、C/Pと相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていく。

本プロジェクト実施期間中には、2022年に防災グローバルプラットフォーム、アジア地域防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してインドネシア側C/P及びJICAが本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談する。

（17）プロジェクト活動の記録

JICAは独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ

ップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書の中に記録し JICA に報告する。

(18) 広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、インドネシア及び日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案し、必要な費用については本見積書に含めること。同計画においては上述の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトは SDGs におけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をインドネシア国内に広く認識してもらうため、JICA インドネシア事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

② 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

本事業では、重要な現地関係機関、他援助機関・NGO 等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行うこと。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の地方自治体や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

③ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で利用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とインドネシア側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

(19) 他スキーム・他援助機関や国際機関との情報共有・連携

JICA は、有償資金協力「バリ海岸保全事業 (I) (1996 年 12 月 L/A 署名、2008 年完工。)」にてバリ島南部海岸における養浜、離岸堤や突堤、潜堤、護岸などの構造物建設や観光資源保護のための侵食対策の実施等を行い、2020 年 4 月現在は「バリ海岸保全事業 (フェーズ 2) (2017 年 3 月 L/A 署名)」を通じて、バリ島東部及び南部における養浜や護岸等の建設及び関係機関の海岸維持管理の能力強化に係る支援を実施中であり、本事業で策定される海岸保全施

設整備計画案における活用等が見込まれるため、当該事業の受注者と情報共有・意見交換を行う。また、「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期 2020 年 2 月、第二期 2021 年 3 月 L/A 署名、現在第三期の政策アクションを実施中）」では、災害リスク軽減のための事前投資の促進として PUPR の防災予算割当の増加を実現している。本事業は当該予算増を活用して海岸管理に関する計画を策定することで災害リスク軽減に寄与するものである。

インドネシア政府は、高潮対策の海岸防潮堤の強化、内水対策の為の排水機場整備、湾岸の再開発等を目的とした「国家首都統合沿岸開発（National Capital Integrated Coastal Development。以下「NCICD」という。）」を計画し、オランダ及び韓国が支援を行っている。既存防潮堤の嵩上げについては既に第 1 期工事（フェーズ A）が実施され、第 2 期工事（フェーズ B）についても三政府間で同意されており、今後 2030 年までに沖合巨大堤防などの対策が検討される見込みである。その他の支援状況及び他の援助機関による支援と本事業との重複や連携の可能性については、詳細計画策定調査にて確認することとする。

また、JICA は、国連防災機関（UNDRR）と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記（11）、（16）のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNDRR の本部（在ジュネーブ）又はアジア太平洋地域事務所（在バンコク）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、C/P がインドネシア国内において UNDRR を招聘するイベントを開催する場合は、上記協定に基づき、JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA に情報提供相談すること。

（20） COVID-19の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について

業務開始に当たって COVID-19 の影響により、現地入りが可能となるタイミングが予測できないため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/P とは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする。上記を踏まえて遠隔的な業務の実施方法及び活動計画をプロポーザルにて提案すること。

第 7 条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時に C/P の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

【詳細計画策定調査に関する業務】

（1） 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

① 関連資料・情報の収集・分析等

基本計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整

理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。
また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

② インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

③ インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、協議議事録（M/M）で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。

（２）詳細計画策定調査の実施

本事業は二段階での計画策定を行う。すなわち、基本計画策定後に R/D を署名、コンサルタント契約後に受注者が詳細計画策定調査を実施し、その結果を踏まえて必要に応じ JICA インドネシア事務所と実施機関の間で R/D を改訂する。受注者は改訂後の R/D に基づき本体事業を実施する。詳細計画策定に係る業務実施にあたっては、JICA 本部及び JICA インドネシア事務所との密な情報共有及び連絡調整を行うこととし、特に事業内容を方向付ける協議に際しては、先方関係機関との協議に先立ち JICA 本部及び JICA インドネシア事務所と十分な検討と確認を経ることとする。なお、詳細計画策定における具体的な業務内容については以下を参照すること。

① R/D の改訂

2021 年 12 月署名予定の R/D を踏まえ、インドネシア国の状況を確認した上で、R/D 内容（インパクト、アウトプット、調査内容やスケジュール、実施体制等）の再確認と必要に応じた修正、各項目の達成指標や測定方法の検討、環境社会配慮に関する調査を行い、初回現地派遣後 3 か月を目途に R/D 改訂案及び事前評価表を作成する。現時点では対象地域が確定しておらず、この改訂における協議を通じて決定する。R/D 改訂案については JICA も交えて先方と協議の上、最終案を確定させる。なお、R/D 改訂案については、JICA 本部での確認作業の後、JICA 及び先方政府が署名し確認する。

② 環境社会配慮調査の実施及び EIA 公開手続き支援

本事業は、海岸保全・防護・環境の基本方針を含むことから、本事業は、JICA 環境ガイドラインに照らして、環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。そのため、詳細計画策定調査の段階で、IEE レベルでの環境社会配慮調査を行う。主な確認内容は以下の通りである。

1. JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面からみた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行い、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。

2. 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

① 環境許認可：海岸保全基本計画策定にあたり、インドネシア法制度上の戦略

的環境アセスメント（SEA）が必要。ただし、自治体が策定する空間計画に反映した後、空間計画を対象としてSEAを実施する可能性もあり、詳細は今後環境林業省の担当部署への確認が必要。海岸保全施設整備計画については、事業の実施に先立ち環境許認可（EIA（AMDAL）または環境管理モニタリング計画（UKL-UPL）の承認手続き）が必要（本格調査後のフィージビリティスタディ段階）。必要な環境許認可の詳細については、詳細計画策定調査時と本格調査にて確認予定。（*注：地域の空間利用や開発計画等をまとめた資料で、5年に1度策定される）

- ② 汚染対策：詳細計画策定調査及び本格調査で確認する。
- ③ 自然環境面：ジャワ島北部海岸の一部に森林保護区、海洋保護区の指定区域があり、パイロットサイト選定の際にはそれら地域を避ける配慮が必要であるため、詳細計画策定調査及び本格調査で確認する。
- ④ 社会環境面：詳細計画策定調査及び本格調査で確認する。
- ⑤ その他・モニタリング：EIA、UKL-UPLにおいて検討。

詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査のTOR案及び情報公開資料を作成する。TOR案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得る。

【技術協力事業本体に関する業務内容】

<全体、準備に関する業務>

（3）進捗説明

C/P である PUPR が JCC の必要時に開催するため、受注者は C/P が行う R/D に定められた JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認及び支援を行う。

（4）写真・衛星画像の収集

事例研究、報告書、ガイドライン作成用の写真や衛星画像を撮影・取得・収集する。これらの撮影・取得・収集にあたり、特に写真撮影にあたっては、インドネシア側関係者を巻き込み、本事業での活動や、インドネシア側による事業実施のための情報として取得する。そのため、写真が後に活用されるために必要な海岸の現場での撮影方法について、また、そのような写真や衛星画像の利用や編集方法について、専門的観点からの技術移転を行う。

（5）本邦研修の実施

本プロジェクトでは、C/P への研修を、2022 年度、2023 年度に各 1 回ずつ海岸防災に係る本邦研修を、JICA が別途実施する課題別研修に参加する形で実施する予定である。人数は各回 6 人程度を想定している。業務従事者は、研修の趣旨、内容及び実施方法について、十分理解し、JICA インドネシア事務所、インドネシア政府関係者と協議・調整し、研修実施前後の C/P に対する説明やフォローアップ等の支援を行うこと。また、研修参加者の人選、必要書類の取り付け等、研修員受入に

関する支援・調整を行うこと。必要な費用（同行者等旅費（2022年度と2023年度に各1回、計2回）等）を別見積りに含めること。研修員の旅費と研修経費はJICAが負担するので見積不要。

<方針・計画策定に関する調査項目（詳細）>

（6）第1段階：基礎調査

海岸保全基本方針案、海岸保全基本計画案、海岸施設整備計画を作成するにあたって必要となる基礎情報を収集する。

① 海岸の自然特性、社会環境特性、利用状況

以下のような情報を収集する。

海岸の自然特性：潮汐、潮流、波、漂砂、地形、土砂供給源（周辺河川及び上流）海岸の社会環境特性：農業・漁業利用、生活利用、港湾等、レクリエーション利用、自然保全活動

② 関連法規制、組織、所掌

開発事業、海岸防護、環境保全、土地利用、その他利用等に関する関連法規制等について調査する。

③ 関係機関・事業者による開発計画

他の機関や民間を含む事業者による、沿岸地域で行う事業計画に関する情報を収集する。

④ 海岸関連事業の実施状況、整備計画、維持管理状況

関係3省庁や地方自治体が行う海岸関連事業について、整備計画、実施計画、維持管理状況等を確認する。

⑤ 沿岸域におけるインフラ・施設・構造物の現状および機能・影響評価

海岸関連事業に加え、その他の施設も含めて、その現状（海岸災害被害の有無）や機能（当初計画の機能を維持しているかどうか）、その施設や周辺環境・施設への影響を確認し、それら施設の計画や設計に関する課題などを抽出する。

⑥ 海岸に係る災害の状況

インドネシア北部海岸における、高潮、高波、海岸侵食、津波等による被害の状況及び、災害リスクについて、他機関が行っている調査結果等も含め既存資料から確認する。

⑦ 沿岸域で発生している問題の抽出・分析・分類化

上記の情報を合わせ、インドネシア北部海岸で発生している課題を抽出し、現象面及び社会特性面等から分類化する。

(7) 第2段階－1：海岸保全基本計画案

第2段階－1と2は成果に沿って便宜上分けているもので、作業の順番を示すものではなく、同時並行的に業務を進めることを想定している。

① 波高、流速、波向等に関する観測

海岸保全基本計画案及び海岸施設整備計画を作成する地域においては、その計画策定や将来的に行う Feasibility Study や Detailed Design に向けて必要な情報取得のために、波高、流速、波向等に関して、機器を用いた観測を行う。必要な機材をプロポーザルで提案し、見積に含めること（上限は送料込み1,500万円）。一部業務の現地再委託を認める。

② 優先地域（パイロット事業の対象地域）の選定

海岸保全基本方針案作成時に検討した区分け案の中から、優先的に事業を実施すべき地域を選定する。そのうち2つの地域を、基本計画案を作成する地域として選定する。選定にあたっては、代表性（①対象地域に典型的な対策が多様に含まれる、②対象地域にインドネシアで発生している典型的な問題事例が含まれる）、C/P 機関及び自治体による優先度（海岸問題としての優先度）、海岸利用・土地利用上の優先度等を考慮する。

③ 問題分析（既存の開発計画を含む）

対象地域における、海岸で発生している問題の分析を行うとともに、既存の開発計画などを元に、その計画がそのまま遂行された場合に発生する可能性がある問題について分析を行う。

④ 将来予測検討（数値シミュレーション）

数値シミュレーションを行い、現状における将来予測、開発が進んだ場合の将来の海岸地形変化の予測を行う。

⑤ 基本計画の理念・方針、長期的な海岸のあり方検討

海岸保全基本方針に基づき、当該地域の特徴を踏まえた海岸保全基本計画の理念・方針、地域の開発の方向性を踏まえた長期的な海岸及びその周辺地域の利用のあり方を検討する。

⑥ 施策の検討

下記の防護、環境、利用の施策について、相互の施策の影響や重複などを確認し、基本計画全体として齟齬の無い計画、各種開発計画と整合性の取れた計画となるよう検討する。

●防護目標、目標達成の施策

海岸災害に対する防護目標に対し、その目標達成のための施設整備（構造物対策）及び、土地利用や避難等の非構造物対策について検討する。

●環境保全施策（景観、植生、生態系）

海岸環境保全が重要な地域についてその環境保全のための施策を検討す

る。

●海岸利用施策

商工業、生計、生活、レクリエーション等で自治体や地域住民・関係者が望む海岸利用を有効に行うための施策を検討する。

(8) 第2段階－2：海岸保全施設整備計画

海岸保全基本計画に基づき、PUPRが実施する防護事業に関して、その施設整備計画（Pre-F/Sレベル）を実施する。

① 対策方法の種類、規模、配置、積算

基本計画に定めている施策について、その対策手法（代替案検討含む）、対策規模、整備施設の配置を、効果検証を行い、検討する。対策案に対して積算を行う。

② 非構造物対策

施設整備が完了するまでの間及び、整備（計画）規模を超える規模の災害が発生した際の非構造物対策について検討する。

③ 優先事業の選定

施設整備計画の中から優先事業選定のための選定基準を検討し、基準に従い優先事業の選定を行う。

④ 事業化に向けての必要事項

優先事業について、環境社会配慮関連、土地収用、その他規則の手続など、事業化に向けて必要な事項を検討する。

⑤ 事業実施スケジュール

施設整備計画全体の事業実施スケジュールを作成する。

⑥ 維持管理計画

施設整備後の運用・維持管理計画を作成する。

(9) 第2段階－3：海岸保全基本方針案

① 沿岸域で発生している問題の分析（背景・要因）、まとめ

第1段階で行った問題・課題の抽出をもとに、ジャワ島北部海岸で発生している問題の背景や要因を分析し、取りまとめる。

② 防護目標の検討

インドネシア国における海岸災害に対する防護目標について検討する。

③ 海岸保全基本計画案作成にあたっての教訓のまとめ

第1段階で行った、海岸関連事業やその他沿岸域の施設等の問題などから、海岸基本計画案作成にあたっての教訓を取りまとめる。また、海岸保全基本計画案に盛り込むべき項目を検討する。

- ④ 海岸保全基本計画策定の範囲（海岸線の区分け）の検討
第1段階で確認した漂砂系や行政界の情報を元に、50 km～200 km程度を一区切りとして、ジャワ島北部海岸における海岸保全基本計画策定の範囲（海岸線の区切り）を検討する。
- ⑤ 海岸保全基本方針案の作成
上記の検討をもとに、インドネシアの海岸保全の理念、海岸保全基本計画で検討する事項、計画を策定する主体や参画すべき関係者、計画策定する範囲（海岸線の区分け）の設定（ジャワ島北部海岸のみ）、その他計画策定にあたっての留意事項等を取りまとめる。

<技術移転・能力向上支援>

- (10) 海岸メカニズム、海岸管理に関するワークショップ、セミナー実施
関係3省庁及び地方自治体関係者に海岸保全事業に関する理解を促すため、海岸のメカニズムや、海岸線における開発事業や防護事業等の教訓などに関するワークショップ、セミナーを開催する。
- (11) 事例研究：本邦研修の実施
事例研究として、本邦研修を実施する。上記(5)のとおり既存の課題別研修への参加を想定している。研修前の導入及び研修後のフォローを行う事で、研修内容をより身に付けられるよう工夫する。
- (12) 参考資料の作成
「海岸保全基本計画作成手順書」、「海岸の防護、利用、環境保全に関する事例集」を作成する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) 詳細計画策定調査報告書

提出時期：調査開始後2ヶ月以内

部数：部 数：和文1部、英文6部（簡易製本）

2) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後3ヶ月以内

部 数：和文1部、英文7部（簡易製本）

3) プログレスレポート

提出時期：調査開始6ヶ月後を目処

部 数：和文1部、英文7部（簡易製本）

4) インテリムレポート

提出時期：調査開始12ヶ月後を目処

部 数：和文1部、英文7部（簡易製本）

5) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（調査開始20ヶ月後を目処）

部 数：和文1部、英文7部（簡易製本）、要約編和文6部（簡易製本）

6) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果、「海岸保全基本計画作成手順書」及び「海岸の防護、利用、環境保全に関する事例集」は別冊として取りまとめる。

提出時期：2024年2月23日まで

部 数：和文1部、英文8部（製本）、インドネシア語6部（製本）

要約編和文6部（製本）、要約編インドネシア語6部（製本）

CD-R 3部

必要に応じインドネシア語翻訳費用を本見積に含めること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部 数：和文5部（簡易製本）

2) プロジェクト進捗概要資料

プロジェクト全体の概要（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ）及びプロジェクト全体の進捗について、外部発信用として図表を取り入れ分かりやすいようにA4版2枚（両面1枚）でまとめた資料（パワーポイントを推奨）を日・英で作成する。また別途各成果の概要と進捗、今後の取り組みについても、各A4版2枚（両面1枚）でまとめた日・英資料（パワーポイントを推奨）も作成し、上記資料を併せてプロジェクト進捗概要資料としてJICAへ提出する。各ページ左下にJICAのロゴを記載すること。

3) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 活動内容（調査）

- ③ 調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ④ 活動内容（技術移転）
- ⑤ 現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ⑥ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑦ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑧ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- ① 業務フローチャート
- ② 業務人月表
- ③ 研修員受入れ実績
- ④ 事業用物品実績
- ⑤ その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

（3）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真（あれば）
- ウ 業務フローチャート

（4）その他作成し提出するもの

- ア 活動や海岸の状況に関する写真集
- イ プロジェクト説明資料（パワーポイント1～2枚及び4枚程度、和文・英文）
 - ・プロジェクトの内容を説明するプレゼンテーション資料（パワーポイント1枚もの及び4枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト実施中において外部に伝えるべき成果・成功事例が出た場合は、それを紹介する資料（パワーポイント1～2枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト終了時には、プロジェクトの成果をまとめた説明資料（パワーポイント4枚程度）を作成し、提出する。言語は、日本語、英語とする。
 - ・インドネシア国の防災全般及び海岸災害種に関する、災害及び対策・制度整備の歴史を取りまとめる。

ウ プロジェクト結果説明資料（パワーポイント1～2枚及び4枚程度、和文・英文）

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

下記の工程を予定しているが、契約の期分けはしない。

詳細計画策定調査：2022年3月～4月

本体業務：2022年4月～2024年2月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約50.43人月（現地：43.0人月、国内7.43人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

(ア)業務主任者／海岸保全（2号）

(イ)海岸環境保全／沿岸利用・開発（3号）

(ウ)沿岸統合管理（ICZM）／流域・土砂管理

(エ)漂砂解析／高潮・洪水解析

(オ)海岸対策（構造物および非構造物（養浜、植林等））

(カ)施設設計／積算・施工計画

(キ)海岸維持管理

(ク)海岸災害・防災計画

(ケ)組織・法制度／社会的慣習調査

(コ)環境社会配慮

(サ)経済効果／評価分析

(3) 機材

自然条件調査に必要な観測機材、衛星画像、解析ソフト等があればプロポーザルで提案し必要経費を別見積に含めること。契約に含めることができるのは送料込みで1,500万円を上限とする。調達や管理に際しては、JICAの「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に従うこと。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 海岸域で発生している不法占拠、乱開発、構造物被害などの現状調査や、既存法令、規則、組織や法体系などに関する情報収集
- 海洋モニタリング機材の設置運用
- 標定点測量

- 環境社会配慮調査にかかるステークホルダー協議（詳細計画策定段階における関係機関との協議、優先事業の関係機関や地域住民との協議等）

現地再委託にあつては、JICAの「コンサルタント等契約における現地再委託契約イドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

（５） 研修員受け入れ

JICA 直営の課題別研修にカウンターパートを参加させる。受注者の同行者旅費を別見積に含めること。

（６） 配布資料／公開資料等

１） 配布資料

- プロジェクト要請書
- 基本計画策定結果（署名済み基本計画策定調査 M/M（R/D 案を含む）含む）
- 「インドネシア国海岸保全に関する情報収集・確認調査」最終報告書

２） 公開資料

- インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_108_1000041316.html
- インドネシアにおけるJICA事業の足跡に関する情報収集・確認調査
- <https://www.jica.go.jp/indonesia/office/others/footprint.html>

（７） 対象国の便宜供与

2021年12月に署名予定のR/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

（８） その他留意事項

１） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA インドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAインドネシア事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

２） 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

4) 活動・成果の見える化・蓄積

活動の内容・成果が組織内で可視化され、また個々の成果（マテリアルや講義・プレゼンテーション・その動画）をいつでも確認できるよう、組織内イントラネット等にてブラウザなどを使って確認できるようなものを構築する。

5) UNDRR、MCR2030との連携

現在、UNDRR主導のMaking Cities Resilient Campaign 2030 (MCR2030)が展開されており、JICAはコアパートナーとしてこのイニシアティブに貢献することとしている。具体的には、都市に対してイニシアティブに参画の働きかけや、参加している都市に同イニシアティブの活動等に参加してもらうなどである。本プロジェクトにおいても、都市が参加するウェビナーの機会等を捉え、このイニシアティブへの協力を行う。